裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成26年7月16日(水)午後6時00分~午後8時00分

場 所 札幌地方裁判所本館裁判員候補者待合室(本館2階)

出席者 司 会 者 金 子 大 作(札幌地方裁判所刑事第3部総括判事)

法曹出席者 大久保 俊 策(札幌地方裁判所刑事第3部判事)

大 矢 康 徳(札幌地方検察庁公判部検事)

本 多 良 平(札幌弁護士会弁護士)

裁判員経験者 6人

報道機関出席者:

北海道新聞

合計1名

本意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介、挨拶

司会者

札幌地裁の刑事3部で裁判官をしております金子大作と申します。皆さんどうぞよろしくお願いします。本日は、この札幌地裁で裁判員裁判を経験していただいた6名の方に集まっていただきました。お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございます。

さて、裁判員制度は、今年の5月で丸5年が経過しました。これまでの実施状況を簡単にご紹介させていただきますと、札幌地裁では、この6月までに148件の事件について154名の被告人に判決が言い渡され、これまで選任された裁判員又は補充裁判員の人数は、裁判員の方が903名、補充裁判員の方が313名となっています。

一方、全国では、今年4月までで、6447名の被告人に判決が言い渡されました。 そして、3万7128名の方が裁判員として選任され、1万2693名の方が補充裁判 員として選任されており、非常に多くの方に参加していただいております。

ところで、このような意見交換会を実施している理由ですが、裁判所、検察庁及び弁護士会といった、いわゆる法曹三者といわれる我々は、それぞれの立場から、この制度をより良いものにしたい、よい充実した裁判にしたいという同じ思いを持っています。これまでも努力をしてきましたが、それはあくまで我々の立場から考えている面が多かったと思われ、やはり実際に経験された皆さんから率直なご意見を伺い、それを次につなげていくことも重要となるため、本日は、皆さんに色々質問をさせていただき、出された意見について詳しくお話を聞かせていただくことになるかもしれません。より積極的な意見交換ができればと思っています。

では、まず我々法曹三者の参加者から、それぞれ自己紹介をさせていただきます。それでは検察庁、弁護士会、そして裁判所という順番で自己紹介をお願いします。

大矢検事

札幌地検の検事の大矢です。どうぞよろしくお願いします。

本多弁護士

私は、札幌弁護士会所属の弁護士である本多と申します。弁護士歴は10年になりますが、裁判員裁判自体は、まだ2件しかやっておらず、経験が多くはありません。今回のこの機会に皆さんのご意見を伺いたいと思っています。よろしくお願いします。

大久保判事

札幌地方裁判所刑事第3部の裁判官の大久保と申します。現在,裁判員裁判も担当しています。今回参加されている方々とご一緒させていただいたことはありませんが,貴重なご意見などを伺う機会と思っています。どうぞよろしくお願いします。

裁判員経験者の紹介、裁判員を経験しての全般的な感想・印象

司会者

それでは、1番の方から順番に、皆さんがそれぞれ担当された事件を簡単にご紹介します。その上で、皆さんが事件に参加してどのように感じられたか、本当に簡単な感想で結構ですので、1番の方から述べていただきたいと思います。

まず、1番と2番の方は、同じ事件を担当されました。事案の概要は、約2か月の間に3名の被害者にわいせつ行為を繰り返し、そのうち1名の被害者の肘にけがを負わせたというもので、事実関係の一部に争いがありました。審理日程は、月曜日の午前中に選任手続が行われ、翌火曜日から水曜日にかけて審理を行い、そして水曜日から木曜日にかけて評議を行って同日に判決に至ったというものです。判決は、懲役4年の検察官求刑に対し、懲役3年、5年間執行猶予という結果でした。

1番

今回,裁判に参加して良かったと思う点は,裁判というものを身近に感じることができたことと,自分が裁判に興味を持つことができたことです。インターネットなどでもどのような裁判をやっているか,どのような判決になったかということがすごく気になるようになりました。なお,改善してほしい点は,プライバシーの関係です。裁判を終えた後,電車などに乗ったとき,私が担当した事件で裁いた被告人の親族とか,本人がいるんじゃないかということを何週間か気にするようになったので,そのような点を考慮して欲しいと思いました。

司会者

ありがとうございます。続いて2番の方,感想をお願いします。

2番

それまで他人について、今回の裁判ほどまじめに考えたことがなかったので、とにかく疲れたという感想が一番大きかったです。あとは、1番の方と同じで被告人だった人と会ったらどうしようとか、裁判を傍聴している人の中に、たまたま私のことを知っている人がいて、その人と会ったときに「この前、裁判員をやっていたでしょ。」などと言われたことがあり、別に私が悪いことをしている訳ではないのですが、そのようなことが少し嫌だと思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に3番の方が担当された事件について簡単に ご紹介します。事案の概要は、住宅街の路上を歩いていた被害者にその背後から近づい て口を塞ぎ、さらに、ナイフを首に押し当てるなどした上、被害者の腕などをそのナイフで数回切りつけるなどしてバッグを奪い、けがをさせたというものでした。この事件については、犯行態様及び被告人における行為についての認識に争いがあったと伺っています。審理日程は、月曜日の午前中に選任手続が行われ、翌火曜日から水曜日にかけて審理を行い、そして水曜日から木曜日まで評議を行って判決に至ったものです。判決は、懲役9年の検察官求刑に対し、懲役6年という結果でした。

3番

今も緊張していますが、やはり選ばれた時も緊張しました。法廷に入ることを含めて、何もかもが初めての経験でした。実際に裁判員を経験してみて、大げさかもしれませんが、自分なりの人生観が変わったと言い切れるくらい、深い3日間だったと思います。なぜかと言いますと、被告人であったり、被害者であったり、赤の他人の人生についてあそこまで深く考えたことがそれまでの私の経験ではありませんでしたし、事件に対して真剣に向き合ったと自信を持って言えるくらい考え抜いたと思っています。一緒に参加した他の裁判員の方の話も聞きましたが、審理後の翌日に寝られなかった、涙が止まらなかった、その事件について思い出してしまうといった経験をしたそうで、それぞれの方々が真剣になって参加していたのではないかと思います。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、続いて4番の方が担当された事件について簡単にご紹介します。事案の概要は、被告人は、ホテルの個室内において、カッターナイフや手錠を用いて、被害者を長時間に渡って監禁して強姦する事件を立て続けに2件起こし、そのうち1件については、被害者の方にけがを負わせたと伺っています。この事件については、起訴された事実に争いはありませんでした。審理日程は、火曜日の午前中に選任手続が行われ、その2日後の木曜日に判決に至りました。判決は、懲役10年の検察官求刑どおりの結果でした。

4番

まず、私は、前々から裁判や犯罪に興味を持っていたので、選ばれてうれしかったです。裁判に参加することは、めったに経験できないことですし、自分から進んでやれることでもないので、6名の裁判員の一人として選ばれてすごくうれしかったです。担当した事件は、すごくひどい内容の事案で、被害者が私と同じ女性だったことから、審理に参加した3日間は、女性目線でその事件について考えました。そして、弁護人の作戦かもしれませんが、本当だったら、刑を軽くしてほしいと思って泣いて許しを乞うなどと思っていましたが、被告人は何も語らず、そのようなことがまったくなかったことが印象的でした。判決は、懲役10年と皆さんで決めました。今まで何も語らなかった被告人が、その判決を聞いた瞬間にかっと目を見開いたのですが、その光景を今でも良く覚えています。なお、ほかの人から心的ストレスなどを心配されましたが、そのようなストレスはまったくありませんでした。

司会者

ありがとうございました。次に5番の方が担当された事案について簡単にご紹介します。被告人がスナックで仲間と酒を飲んでいた際,隣で酒を飲んでいた被害者らが入っているグループに因縁をつけて,そのスナック前の廊下で,被害者らに暴行を加え,そ

のうち1名を死亡させるとともに、別の1名に重い傷害を負わせたというものだったと 伺っています。被害者らから先制攻撃があったか、被害者らの誰かが挑発したかという 点について争いがあったと伺っています。審理日程は、月曜日に選任手続が行われ、翌 火曜日から審理が始まり、翌週月曜日に判決に至りました。判決は、懲役13年の検察 官求刑に対し、懲役11年6か月という結果でした。

5番

最初は、裁判員に選ばれると思っておらず、本当に軽く考えていました。もし当たってしまったらどうしようという思いがあり、本当に選ばれてすごく緊張が走って、正直どうしたらいいのかと思いました。一方、担当した事件については、最初、単なる喧嘩かと簡単に考えていましたが、くみ取る物事が多くあり、いろいろと考えさせられたというのが正直な気持ちです。被告人の家族のことや被害者のことなど、いろいろとくみ取らなければならず、とても考えさせられました。そして、裁判員制度は、とても必要だと思います。制度にいろいろな改良点があるとしても、一般市民である私たちの一般的常識を反映し、一般市民がルールを決めていくことが必要だと思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、最後に6番の方が担当された事案を簡単にご紹介します。宅配業者を装った被告人が、高齢の夫婦が住む家に強盗に押し入り、その夫婦に包丁を突きつけたり暴力を振るったりして、そのうち1名に大けがを負わせ、現金やクレジットカードを奪い、さらに、奪ったクレジットカードを使ってATMで現金を引き出そうとしたが、失敗したというものと伺っています。起訴された事実に争いはありませんでした。審理日程は、火曜日の午前中に選任手続を行い、翌日から審理が始まり、2日後の木曜日に判決に至りました。判決は、懲役10年の検察官求刑に対し、懲役7年6か月の結果でした。

6番

自分にとっては、とても良い経験になったと思います。ただ、私の場合、2日間の経験でしたので一般的に短かったのかもしれませんが、それでも、その2日間で被害者の気持ちになったり、被告人の家族の気持ちになったり、自分でも予想以上にすごく考えさせられました。裁判員をやったことによって心的ストレスを訴えられている方についてニュースなどで見聞きしましたが、担当する事件の審理日程が長引いたり、もっとひどい事件だったりしたら、私もそのようになったのではないかと想像しました。

評議について

司会者

どうもありがとうございました。

続いて,これから先,裁判員や補充裁判員となられる方々に対して,皆さんから何か 伝えられる事があればお聞きしたいと思っています。

まずは、評議について率直な意見をお聞かせいただけないでしょうか。

2番

私は裁判に関する知識が何もなく、検察官が何者なのかも分からない程度でしたが、

分からないことを聞きやすい雰囲気だったのと,一緒に裁判員をやった人たちが活発に 意見を言っていたので,私自身も意見を言いやすかったです。それが,しゃべらない人 ばかりだったら,違ったと思います。

司会者

なるほど、確かにその時々のくじで選ばれたチームですから、どのような方々と一緒になるかは分かりません。2番の方と同じ裁判体にいた1番の方は、どうだったでしょうか。

1番

私自身も、話していただける方が多かったので意見が言いやすかったと思います。そして、休憩を挟んだとき、今までまじめな話をしていたのに、裁判官の方がまったく関係ない話題などを話してくれたり、オンとオフのバランスがすごくとれていたので良かったと感じました。リラックスする場面と気を張る場面の切り替えがうまくできたと思います。

司会者

そのほかの方はどうでしょうか。

3番

やはり発言はしづらいと思いますが、最初、勇気を出して意見を言った方に対して裁判官は決して否定することなく、評議全体を通してそのような状況でした。裁判官は、裁判員のための制度だということを自覚されているようで、裁判員に対して説明をしっかりされていましたし、途中で意見が分かれたとしても、決して専門的な目線で誘導するという感じもありませんでした。3名の裁判官は、意図されていたかどうか分かりませんが、こういった意見もある、あえて違う意見もあるのではないかというように発言をされていたような気がして、我々一般的な裁判員として発言しやすい雰囲気を作っていただいたという印象を持ちました。

4番

最初に何を話すのか、全く見当もつかなくてすごく緊張しました。私が担当した事件の3名の裁判官は、皆さんとても優しく、分かりやすく説明をしてくれました。裁判官は、高圧的な感じの方が多いと思っていましたが、その3名の裁判官は、すごく腰が低く、6名いた裁判員が全員同じ意見を持っている訳ではない中で、みんなの意見を否定せずにきちんと聞いてくれましたし、休憩時間には面白い話をして緊張を和らげてくれました。また、休憩中に、裁判員同士で談笑ができ、話せる時間があったこともとても良かったと思います。また、私の時も、他の裁判員が活発に意見を言ってくれる方々だったので、すごく話しやすかったです。

一方,同じ事件は二つとない中で被告人に対する量刑を決める際,その幅が何年から何年といった目安はありましたが,具体的な基準が何もなかったことはとても困まりました。

量刑について

司会者

4番の方から量刑に関する話がありました。

皆さんは、量刑について最終的な結論に至るまで相当苦労をされて悩まれたと思いますが、その決め方については、裁判員裁判に参加するまでまったく分からなかったということでよろしいでしょうか。

経験者全員

(うなずく)

司会者

皆さんも、報道などで裁判官が懲役何年とか、死刑、無期懲役といった刑を言い渡したことに接したことがあると思います。その際、その結果が重いとか軽いとか感想をお持ちになったことがある方はいらっしゃいますか。

経験者数名

(うなずく)

司会者

やはり、そうですよね。私も裁判官になる前は同じことを思いました。ところで、皆さんが参加した裁判で、裁判官から量刑の考え方について何か説明はありましたか。3 番から6番の方々は、どうでしたか。

量刑に関する裁判官からの説明について率直にどのように思いましたか。

6番

このような事件を起こした人はこのくらいの年数だよという目安となる資料を見せていただき、それに基づいて考えるのですが、意外とかそういう感想ではなく、「そうなんだ。」という感じでした。裁判員となった皆さんが同じ気持ちだと思いますが、人を裁く経験がない中で、ほんの1回限り、その資料を見て刑を決めてよいのかと思いました。私一人の意見で決まるわけではありませんが、やはり経験がある人が決めてこその刑なのかなと感じました。評議の場で何か意見を言うことはできますが、何も知識がない人たちが本当にそのように刑を決めて良いのかという思いはありました。

司会者

刑を決めるにあたり、裁判官は、その方法、指標や目安といったことを裁判員の方々に説明していると思いますが、その説明が分かりづらかったなどと思い出されることはありませんか。また、それに関して裁判官から示された資料について覚えていることはありませんか。

3番

私のときは、グラフと表をテレビ画面に映していただいたりしました。また、量刑を 決める際に、例えば、刑法に関することなどについて大学の講義のような説明もあれば、 重視すべき事実やそうではない事実を分かりやすく一個一個積み上げていき、ホワイト ボード上に分けて示していただきながら説明を受けたこともありました。それらについ ては、とても分かりやすかったですし、これ以上ないというぐらいのものだったと思い ます。ただ、私が担当した強盗致傷の事案で量刑を考える際、その事実を具体的に積み 上げたとしても、何年から何年といった幅があり、最終的に何年と導き出すためには自 分自身を信じるしかないのだろうかと悩みましたし、とても心苦しいと言いますか、本 当に私が決めていいのかというジレンマがありました。また、我々を誘導しないよう意識してなのか、裁判官は、具体的に何年の刑だということは決しておっしゃりませんでした。そして、評議のやり方として、最終的に裁判官や裁判員がそれぞれの考える量刑を紙に書いて出しましたが、それを最終的に一つの答えにすることは難しいと思いました。

司会者

日本の刑法自体が非常に幅の広い刑を定めており、我々裁判官、あるいは検察官や弁護人も、こういった事案についてはこういう刑だという正解は持っていません。裁判員制度では、そのような面について皆さんの視点や感覚、あるいは健全な常識といったものを反映させていくものと考えられています。そこで、皆さんと協働して、妥当な結論を出していこうと考え、量刑についての評議をしています。

ただ、何も指標がない中で感覚的に皆さんに任せるというのは難しいので、刑罰法規や量刑について説明をしていますが、皆さんが接した量刑資料などで、分かりにくかったものや、見せられた資料がこうだったら良かったとか、このような資料があったら良かったというものはありませんか。このような資料があればもっと判断しやすかったというものがありましたら言っていただけると、将来役に立つかもしれません。

3番

統計的なグラフというのは提示していただいたので、私が担当した強盗致傷という事案で何年くらいの刑が多いのか少ないのかということは分かりましたが、そのような全体的なものではなく、具体的な判例というか、例えばナイフを使った事案などいろいろな同種事案があると思うので、同じ強盗致傷事案でも具体的な犯行態様ごとに何例かピックアップしていただき、それぞれについて何年の刑だったのか分かる資料があれば良かったと思います。強盗致傷に限らず違う罪名でも構わないので、例えば殺人でこういったケースでは懲役何年だったという資料を参考にさせていただくことがあれば良かったと思いました。

司会者

3番の方のご意見に対しては、反対される方もいらっしゃると思いますが、皆さん、何か思われるところはありませんか。

2番

私が担当したときはどのような資料があったかよく覚えていませんが、あまりにも詳しい資料だと、考えがそれに引っ張られてしまうかもしれません。

司会者

何かと比べてしまうということですか。

2番

その資料に書かれていることが基準になってしまい,自分の考えで決められなくなってしまうと思います。

司会者

詳しい資料があると、それ自体が助けになるかもしれないが、むしろそれが足かせになってしまう感じでしょうか。変に自分の考えにブレーキをかけてしまうといったことでしょうか。

2番

はい。

司会者

量刑資料について両極の話が出ましたが、他の方で何か意見はありませんか。

4番

私も、3番の方と同じく、白い紙に赤色の棒グラフが並んだもので下は3年から上は何十年という資料をいただきましたが、そのグラフをぱっと見ても、年数の違いについてよく分かりませんでした。きっと3年とか刑の軽いものは、凶器がなかったりなど犯行態様が軽かったのだろうとか、逆に重いものは、凶器があったり手錠などもあったりなど犯行態様がすごいのだろうという想像はできますが、グラフを見ただけでは具体的な犯行態様が分からないので、私も、各棒グラフの中で一件ずつでもいいので、犯行態様を示してもらった方が基準として良いのではないかと思いました。

私は、検察官と弁護人の求刑を聞いて、弁護人は、先ほどの資料上の量刑分布上の最低の年数にしてほしいから少なめに求刑しているだろう、検察官はきっと少し多めに求刑するだろうと思って、量刑分布の広い幅の中からその範囲に狭めて考えてみたりしました。

司会者

裁判官は、量刑資料のグラフについて、いくつかの条件を入力してそのグラフを変化 させたこともあるかと思いますが、そのようなことはありましたか。

4番

はい。私の担当した事件は罪名が4つあったので、全部について検索してくれました。 司会者

5番又は6番の方で、今の話題について何か思い出されることはありますか。

6番

いろんな方のご意見を聞いて、どちらのご意見にも一理あると思いますので、難しいと思いました。

5番

私は、殺人事件を担当しましたが、とにかくどうしたらいいのだろうと思いました。 裁判官と検察官からの丁寧な説明や量刑資料がなければ、感情的な結論になっていたと 思います。だから、法律的にどうなっているのかという意味では、すごく参考になった と思いますし、縛られたという感覚はありません。そういうものなのかなと思いました。 私は素人ですので、私自身では目安が分からず、どうしてもこうなのだろうと勝手に妄 想してしまうので、今回の場合は特に説明や量刑資料があって良かったと思います。

裁判官による説明等について

司会者

皆さんのお話を伺っていると、裁判官の説明や提示した資料について拘束感はあまり 感じられていないようですが、もっと自由に物事を決めたいとか、裁判官からの説明な どに違和感があったという感想はありませんか。

3番

逆に、裁判官は、裁判員制度に対してとても意識されていたと感じました。だからこそ、あえて縛るような言い方をされていませんでしたし、自由にと言いますか、裁判員制度なので、裁判員が量刑を決めるというような趣旨に従って、やっておられたのではないかなと、すごく意識されていたと感じました。

司会者

検察官は求刑を行いますし、弁護人が刑について意見を述べることもあります。検察 官や弁護人が法廷で述べた刑に関する意見について、何か覚えていることや感じたこと はありませんか。率直な感想があればお願いします。

1番

私が担当した事件では、被告人がすごく前に出て、自らの意見を言っていた一方、被害者の方は、やはり出てきたくないということで、被害感情は文面だけでのものでした。やはり本人の口から聞くと、ここは本当だとか、ここはちょっと言わされているのではないかというところをいくつか感じましたが、被害者の方の気持ちは、文字だけで見ているので、やらされているのか本当に思って言っているのかどうか分かりにくい部分が少しあったりして、考えていく上で、そのことが少し疑問に思いました。

検察官及び弁護人による説明等について

司会者

それでは、話題を皆さんが法廷で体験したことに変えたいと思いますが、検察官や弁護人による書証や証人の取り調べや説明について、分かりにくかったと思われたことはありませんか。

5番

検察官の言われたことが分かりづらかったです。そのことは、他の裁判員の方達も同じことを言っていました。一方、その時の弁護人は、とても説得力がありました。

司会者

5番の方にとって、検察官のどのような言動が分かりづらかったのですか。

5番

事件の内容を説明するにあたって、何回も同じことを言うなど、進行の仕方がすぐに 理解できませんでした。それよりも、一番感じたのは、被害者の代理人となっていた弁 護士の説明がとても納得できたことです。

司会者

ほかに検察官や弁護人の言動について、改善してほしいところや感想はありませんか。 4番

検察官の論告メモは、一目してすごく分かりやすいものでした。争点は何か、どんなことがあったのか、どんな凶器を使ったのかについて、一つ一つ四角で囲まれているなどして、とても見やすく、分かりやすかったです。使っている言葉も、裁判員に選ばれているのが一般の方で、難しい法律用語はあまり分からないということで、分かりやすい言葉を使ってくれていると感じました。この論告メモは、各裁判官や各裁判員に一枚

ずつ配られ、そして、検察官が口頭で話して聞かせてくれるのですが、その時の検察官は、裁判員の方を見て、各裁判員が分かってくれているか反応を見ながら話してくれた 様子で良かったと思います。

一方、弁護人からも弁論が書かれた用紙をいただきましたが、とても見づらかったです。内容ごとに区切ってはありましたが、論告メモが用紙1枚で納められていたのに対し、弁論の用紙は3枚であったりと、もらった時点で「ああ、文字一杯」と思ってしまいました。内容を読みましたが、言葉遣いも若干弁論の方が難しかったです。弁論には「法益侵害」といった法律的用語があり、字を見れば大体どのようなものか分かりますが、それについての説明など何らかの配慮がほしかったですし、それが面倒であれば、分かりやすい言葉にしてほしかったです。そして、弁護人の話している様子をずっと見ていましたが、裁判員の方はあまり見ず、こちらに聞かせる気があまりないのではないかと感じました。そのほか、弁護人が証拠として法廷のディスプレイにスマートフォンの画面を映した場面で、操作に慣れていないこともあってすごく見づらく、字も全然見えずにぼやけている感じだったので、見せる側として事前に練習をしていただけたらと思いました。

司会者

法廷で行われた審理の内容で、何のために行われているか分からずに困った経験はありませんか。また、そのような経験があったときに、こうしておけば良かったとか、こういうことがあれば良かったと思ったことはありませんか。

3番

検察官が被告人に対していろいろと質問をしたことについて、分かりやすい資料はいただいており、その質問目的は分かったのですが、あまりにも細かい部分を責めていて、正直、どのような意図でそのような質問をしているのか疑問に思いました。評議室に戻ってから裁判官にどういうことだったのですかと尋ねて、ここはこういう論点だからこういう目的だったのではないかという説明をいただいて理解できましたが、それを法廷で理解するために、裁判員が分からないことについて質問をすることは、制度上難しいと参加してみて思いました。

司会者

今の問題に関して申し上げると、法廷において、裁判員の皆さんが、いきなり検察官の述べたことについて質問をすることはできませんので、3名の裁判官のいずれかにその旨を伝えていただくことになります。このような検察官や弁護人の活動などで、ほかに何か感想はありませんか。

2番

証拠調べで検察官の朗読する時間がとても長く、時間が押しました。その後、道外から来ている医師の証人尋問では、専門的なことを話されて十分に理解ができませんでした。おそらく、時間が押したこととその医師の帰りの飛行機の時間の関係で、十分な尋問時間を確保できなかったことが原因だと思いました。

司会者

検察官及び弁護士から裁判員経験者の方に何か聞いておきたいことはありますか。 本多弁護士 先ほど、分からない言葉があったという意見がありましたが、ほかに医学用語など専 門用語で分からなかったご経験はありませんか。

4番

審理の時に専門用語を言われると、その場では理解できません。審理が終わってから 評議室に戻って裁判官に尋ねたりはできましたが、審理の最中にその言葉を消化してリ アルタイムで理解したいと思いました。

本多弁護士

そのような言葉は弁護人から積極的に説明してほしかったということですか。

4番

はい。

大矢検事

検察官は、求刑に際して説明を考えた上で裁判員裁判に臨んでいますが、検察官の論告で出た求刑の説明を聞いて、その求刑が納得いくものだったのか違和感があったものか、その印象を教えてください。

6番

量刑資料のグラフなどを見ない限りは何とも思えない印象です。弁護人は少なめに求 刑しているだろう、検察官は多めに言っているだろうという想像しかできないというの が、事件を担当したときの私の感想です。

1番

検察官が重く言って、弁護人が軽く言っているかもしれませんが、私が担当した事件では、検察官と弁護人双方が述べた求刑よりも軽い結果になったので、こういう結果もあるのだと思いました。後でいろいろ調べたら、重く言ったりとか軽く言ったりとかではなく、証拠や感じたことで求刑していると思いました。

3番

私が担当した事件の求刑は、検察官が9年、弁護人が3年というものでしたが、それぞれの立場に立って積み上げていくと、そういう結果もあり得るのかなと感覚的に思いました。その上で、我々が判断しなければならない難しさを感じましたし、初めから決まっているものではなく、決めていかなくてはならないという気持ちにさせられたという思いです。

5番

私は、素人として、法廷でどうなるものか見ていました。検察官は、懲役13年を求 刑しましたが、私としては少し軽いと思いました。ただ、皆さんと話し合い、最後は検 察官の求刑について理解できました。だから、思っていたより、刑を考えることは難し かったです。いろいろとくみ取ることが多かったです。また、弁護人の説明は、とても 説得力がありましたが、私としては共感できないところもありました。

量刑に関する裁判官による説明等について

司会者

それでは、裁判所から質問しておきたいことはありますか。

大久保判事

皆さんがご担当された事件では、有罪無罪についてそこまで争いのある事案ではなく、 刑を決めることが重要だったと思います。量刑についての説明を、裁判官がどの場面で 行うのが裁判員の方にとって分かりやすいのか関心があるのですが、何かご意見はあり ますか。

4番

私の担当した事件では、検察官の求刑は懲役10年でしたが、求刑の時点では、それがどのくらいの数字なのか分かりませんでした。事前に、量刑資料を見せてもらって量刑分布や凶器を使った事案が懲役何年なのかをピックアップして教えてくれていれば、求刑の時に飲み込めると思いました。

司会者

もう少し早い段階で、量刑について具体的な考え方を教えてくれた方が良かったとい うことですか。

4番

はい。評議中に初めて分かるより、事前に理解していた方が内容が分かると思います。 司会者

ほかに裁判官の説明方法についてお感じになったことはありますか。

2番

私は、分からないことがあればその都度聞いたりできたこともあり、求刑の説明を聞いている最中は、そういうものなのかと聞くしかなく、何も感じなかったと思います。 先ほど引っ張られると言ったのは、弁護人の求刑よりも判決が軽くなったことについて、皆さんが話していたとおり、弁護人が軽めに言って検察官が重めに言っているイメージがあったので、軽めに言っているのよりもさらに軽くして良いのだろうかという感じがあったからです。ただ、それについては裁判官からきちんと説明があったので、求刑の時点では、特に説明はいらないと思います。

今後裁判員裁判に参加される方へのメッセージ

司会者

量刑について、どの段階で情報提供するのかについては、いろいろな考え方があり、 我々裁判官は、どのように工夫して裁判員の方に説明し、また、評議を進めていくかに ついて非常に関心を持っています。そして、裁判所が提供した量刑資料に対し、裁判員 の方が疑問を持ったり、疑問を持ちながら過去の例があるのだから仕方がないといった 感想を持ったとしたら問題であり、裁判官として量刑資料の提供方法等について疑問や 問題意識を持っているため、量刑資料についても聞かせていただきました。

それでは、これから裁判員となられる皆さんの後輩たちに、良かったこと、気を付けた方が良いことなどありましたら、一言二言いただけたらと思います。

6番

裁判員をやりたくない人は、それぞれいろいろな事情があると思いますが、私は、裁 判員になってみて思った以上に良い経験になりました。私には子供がいますが、子供に 裁判の仕組みなどを説明する機会もあり、とても良かったと思うので、あまり尻込みせずにやってほしいと思います。

5番

私は、自信がなかったので最初は裁判員に選ばれない方が良いと思っていましたが、選ばれてからは一生懸命頑張らなくてはならないと思いました。寝られなかった日もありましたが、裁判員制度をこれからより良いものにしていくためには、皆さんの一般的な常識がとても大事だと思うので、選ばれたら、面倒と思わずに一生懸命考えてほしいと思います。自分や家族がいつ裁判員になるか分かりませんし、いつ事件の当事者になるかもしれないと考えたら、裁判員になるかならないかを簡単には考えられません。そして、杓子定規に量刑が決まっている訳ではないので、いろいろな意見を反映させて、常識ある一般市民の方が頑張ってこの裁判員制度を作っていかなくてはいけないと思います。

4番

まず、手紙が来ます。ここで選ばれたら、また手紙が来ます。私の場合、もう一つの事件にも選定されていたので2回来ました。2件とも行かなくてはいけないのかと思っていましたが、1件目について裁判所に行ったら2件目についても選ばれていると言われ、1件目で来たら2件目は来なくて良いと言われたので、そうなんだと思いました。あと、どのような服装にするか結構迷って携帯電話などで調べたりしたので、服装について普通の格好で良いと書いてくれたら、うれしかったと思います。

司令者

裁判所からのお知らせで、もう少しこんな配慮もあったら良かったという話ですね。 4番

はい。そのほか、私は裁判員に結構興味があってうれしくて来ましたが、交通費が出ることは書いてあったものの、電車で来た場合、電車賃や宿泊費がいくら出るのかも分かりませんでしたので、金銭的なことも書いてくれた方が安心できると思いました。

あと、当初、私は、何をやるのか分からず、結構軽い気持ちで裁判所に来てしまいましたが、3日間ずっと裁判に参加して、本当に事細かく皆さんで評議し、人一人の人生のうちの長期間に当たる刑を決めなければならないことを意識したとき、裁判というものがとても重いものだと感じました。普段どれだけ考えないで物事を決めていると思いましたし、裁判員を経験したことで少し考えるようにもなって、良い機会を与えられて良い経験ができたので、もし裁判員候補者に選ばれたら是非裁判所に行っていただきたいと思います。私は、また選ばれたとしたら、また行きたいと思っているくらい良い経験になりました。

3番

裁判員制度というのは、裁判員自身のための制度であるという印象を受けました。最初は、不安や心配があると思いますが、実際にやってみると、手取り足取り、裁判官、検察官及び弁護人から分かりやすい説明や資料の提供があります。実際の公判でも、素人にも分かる形ですべてお膳立てされていますので、裁判に対する不安はないと思います。

ただ、皆さんには仕事があるなど、いろいろな都合がありますので、選任手続で多く

の方が呼ばれていながら、ほとんどの方が選ばれない状況について、呼ばれている人数 を減らすことはできないのかと思いました。辞退される方には事情があるのでしょうが、 選ばれるつもりで休みを取っている方も多いと思いますので、逆に選ばれなかった時の ショックというか、また仕事に復帰する時のモチベーションを含めて、それらの負担に ついてご検討いただければと思います。

2番

私は、本当にやりたくなくて、裁判員に選ばれた時もとても嫌でした。ただ、裁判所に来てみたら、思っていたよりも和やかな雰囲気でしたし、裁判所に初めて来ましたが、警備の人が挨拶をしてくれて、大丈夫だろうと思いました。何でやりたくなかったのかと言えば、殺人など、すごい事件ばかりだと思っていたからです。知人に私が裁判員に選ばれたと言ったら、知人も凶悪事件のイメージがあったのか心配していました。私は、担当する事件の概要を見たとき、こういう事件もあるのかと思ったので、一般の方は、それほど重くない事件もあるということを知らないのではないかと思います。裁判員制度のパンフレットを見たとき、良い経験だったという意見が多かったのですが、私は、それが胡散臭いと思っていました。ただ、実際やってみると、担当する事件によるかもしれませんが、確かに良い経験かもしれないと思いました。また、服装については、何を着てもいいと書いてありましたので、特に気にはなりませんでした。だだ、パンフレットにある裁判の様子を写した写真には、スーツやボタンの付いた服装の人が写っていたので、Tシャツやデニムでも大丈夫かどうか気にはなったので、裁判所という場所がそれほど難しく考える場所ではないことを伝えた方が良いと思います。

1番

当初、裁判官に誘導されて結果を出すものと思っていましたが、裁判員として参加した結果、判決に裁判員の意見が反映されていると思いました。これから裁判員になる方は、どんどん意見を言った方がいいと思います。裁判が終わり、家に帰ってから、もやもやすると思うので、その場で意見を言った方が良いと思いますし、裁判所を出たら、裁判のことを一度忘れるのが一番良いと思います。

あと、プライバシー保護の関係とは思いますが、私自身のことを番号で呼ばれることは、個人的にとても嫌でした。

法曹からの感想等

司会者

皆さんのお話の中で、裁判員制度の実態がどういうものかについて、もっと社会が知っておく必要があるのではないか、裁判所が皆さんに説明する必要があるのではないかという意見がいくつかありました。選任手続に呼ぶ裁判員候補者の人数の問題であるとか、呼ばれた日にどんなことが起きるのかという候補者に対する情報提供について提言があったと思いますので、おって裁判所の中で話をしたいと思います。

最後に、検察官、弁護士及び裁判所から感想を一言ずついただきたいと思います。 本多弁護士

一つだけ質問をさせてください。先ほど裁判員の方を見ずに弁論をしたという厳しい

ご意見がありましたが、検察官及び弁護人の言動で、印象が悪かったことやこんなことを主張しても逆効果になるといったことがありましたら、率直な意見をお聞かせください。このような機会でないと、我々は気が付かないことが多いので、特に弁護人の言動についてご意見をお聞かせください。

1番

検察官が意見を言っている最中,二人の弁護人がパソコンを見て笑いながら意見のや りとりをしていたように見受けられ,とても見苦しいというか嫌な気分になりました。

6番

私は、弁護人というのは被告人を守るためだけの仕事だと思っていましたが、私の担当した事件の場合は、弁護人が被告人に結構厳しいことを言っていて、そのやりとりは打合せ済みのものかもしれませんが、そういう形もあると初めて知りました。それは悪い印象ではなかったです。

司会者

それでは, 弁護士から感想をお願いします。

本多弁護士

このような機会でないと、我々は裁判員裁判の評議の様子も分かりませんし、裁判員の方が率直にどのように思っているのか知ることができませんので、この場でいただいたご意見をもとに、裁判所、検察官及び弁護士で、より良い制度を作っていこうと思います。本日は、ご意見をいただきありがとうございました。

司会者

検察官お願いします。

大矢検事

本日はお忙しい中,ありがとうございました。検察庁としては,裁判員裁判で,裁判員の皆さんにいかに分かりやすく法廷活動を伝えられるかということを考えております。本日,皆さんからいただいた貴重なご意見を参考に,より良い裁判を目指していきたいと思います。どうもありがとうございました。

司会者

それでは裁判所からお願いします。

大久保判事

本日は、どうもありがとうございました。皆さんから率直なご意見を伺うことができ、個人的にも非常に勉強になりましたし、これを裁判所として生かして、これからの審理のあり方や評議のあり方、説明のあり方というものの改善の参考とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

記者からの質問

北海道新聞

裁判員の方においては、事件当事者のプライバシーや評議の経過について守秘義務が 課せられており、これが厳しすぎるのではないかという意見もありますが、裁判が終わ った後に、うっかり秘密を話してしまいそうになったとか、どこまで話せるのか分から なかった経験があれば教えてください。守秘義務全般についてのご意見でも構いません。 司会者

皆さんが裁判を終えたとき、例えば評議の結果として多数決の内容などは言ってはいけないと裁判官から説明を受けたと思います。後々、そのような秘密を言えないことの苦しさを感じたことはないかという質問だと思います。何かそういうご経験をされた方はいらっしゃいませんか。守秘義務一般に関する感想やご意見でも構いません。

2番

私は、職場で裁判員になったから仕事を休みますと言ったら、裁判員になったこと自体を言って良いのかという話題になるなど、当初は、何も言ってはいけないものだと思っていましたが、思っていたよりも話して良いことが多かったと思いました。

3番

私も,周りが守秘義務に関して過敏になっており,裁判員になったこと自体を言って良いのかと言われました。ただ,裁判所で説明を受けたときは,公判で起こったことは公だから守秘義務は生じない,あくまでも評議の過程での内容を言ってはいけない,それは自分自身を守るためだと説明を受けましたので,もう少し,守秘義務の範囲について周知をしていただければと思います。裁判員の経験のない方は,あまり裁判員裁判に関することを聞いてはいけないと思われていたので,職場に戻ってから問題ないということを伝えた覚えがあります。

5番

私も家族に話したところ、叔母から裁判員裁判のことについてあまり聞かない方が良いよねと言われたので、裁判員になったことは話して良いことだと伝えました。多くの方がこのことについて誤解されていると思います。守秘義務はすごく大変で、本当は話したいことも言えないので、同じ裁判員の立場の人が集まって話をしているなどと聞いていましたが、実際はそうではなく、法廷での出来事は言って良いと裁判官から説明を受けました。3番の方がおっしゃったように、皆さんは、裁判員裁判について聞いてはいけない、その話にあまり関わらない方がいいと思っているので、報道の仕方というか、周知が足りないのではないかと思います。私もそうでしたが、多くの方は裁判員に選ばれたらどうしようと思っているので、その配慮をもう少し考えれば良いと思います。

北海道新聞

ありがとうございました。4番の方は性犯罪の審理を経験されて、被害者と同じ女性の目線で参加されたとおっしゃっていましたが、性犯罪の場合、男性と女性で見方が異なると思いますが、裁判員の男女比によって量刑に影響を与える可能性があると思いますか。

4番

個人的には, あると思います。

司会者

ありがとうございました。これからも是非,ご自身が経験されたことを忘れないで欲しいと思います。いろいろと辛い場面もあったと思いますが,それを今後の生活につなげていただけたらと思います。裁判員を経験して,何か困ったことがあれば,一人で抱え込まずに裁判所にご連絡いただければと思います。

それでは、これで意見交換会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以 上